

# 一般社団法人 山口県自家用自動車協会の業務概要

【所在地】 〒753-0821

山口県山口市葵1丁目5番58号 山口県自動車会館内

|            |     |              |
|------------|-----|--------------|
| 協会本部（2階）   | TEL | 083-932-0606 |
|            | FAX | 083-932-0550 |
| 登録センター（1階） | TEL | 083-922-3460 |
|            | FAX | 083-932-2025 |
| 共済部（3階）    | TEL | 083-932-7300 |
|            | FAX | 083-932-6622 |

## 【設立の経緯】

昭和30年に運輸大臣から設立を認可され、自動車の保管場所の確保等に関する法律（車庫法）の一部改正に伴い、平成3年には中国運輸局長及び山口県知事から共管法人の認可、その後、公益法人制度改革に伴い平成25年4月1日から一般社団法人に移行、県下に14支部を配置しています。

## 【主な業務】

### 1 本部及び支部等

- (1) 自動車保管場所証明申請の提出代行
- (2) 自動車保管場所の現地調査
- (3) 軽自動車の届出申請の提出代行
- (4) 山口県収入証紙の販売
- (5) 自家用自動車整備管理者の選任・変更・廃止届出の指導及び受付
- (6) 中国運輸局の委託に基づく無保険二輪車の監視活動の協力

### 2 登録センター

- 自動車の各種登録申請提出代行

### 3 共済部

- 自動車損害賠償責任保険・自動車共済（任意保険）の取扱い

## 【具体的な業務内容】

## 1 本部及び支部

### (1) 登録自動車保管場所証明申請の提出代行

- 自動車を所有するには、法律（自動車の保管場所の確保等に関する法律）の規定によって保管場所(旧旭村、川上村、福栄村、むつみ村、本郷村を除く)を確保しなければならない、その場所を管轄する警察署長の証明が必要となります。
- 当協会では、「自動車保管場所証明申請書」により、警察署長の証明を受けるための関係書類の提出の代行を行っています。

～ 詳細については、目次の□車庫証明の手続き代行をクリックしてください。 ～

### (2) 自動車保管場所現地調査

自動車保管場所現地調査は、申請された保管場所が申請どおりに確保されているか否かについて確認し、警察署長に報告するものです。

### (3) 軽自動車の届出の提出代行

- 平成12年6月1日現在の人口10万人以上の6市（岩国市、徳山市：現周南市、防府市、山口市、宇部市、下関市）において、軽自動車を所有する場合は、その場所を管轄する警察署長への届出が必要となりますが、それ以降に合併した下記地域

岩国市（旧美和町、美川町、錦町、周東町、玖珂町、由宇町、本郷村）

徳山市：現周南市（旧新南陽市、鹿野町、熊毛町）

山口市（旧小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町、阿東町）

宇部市（旧楠町）

下関市（旧豊浦町、豊北町、菊川町、豊田町）

は、適用地域外となります。

- 当協会では、登録自動車の提出代行同様に「自動車保管場所届出書」の提出の代行も行っております。提出代行手数料は、2,060円（消費税8%を含む。）です。

### (4) 山口県収入証紙の販売

「自動車保管場所証明申請書、保管場所標章交付申請書」等に貼付する山口県収入証紙の販売を行っています。

### (5) 自家用自動車整備管理者の選任・変更・廃止届出の指導及び受付

○ 整備管理者の選任

整備管理者の選任が必要となる自動車の車種、台数は次のとおりです。

| 車 種         |     | 選任が必要な台数           |         |
|-------------|-----|--------------------|---------|
| バ<br>ス      | 自家用 | 乗車定員 11 人以上 29 人以下 | 2 台以上   |
|             |     | 乗車定員 30 人以上        | 1 台以上   |
|             |     | レンタカー              | 1 台以上   |
|             | 事業用 |                    | 1 台以上   |
| 乗<br>用<br>車 | 自家用 | レンタカー              | 10 台以上  |
|             |     | レンタカー以外            | 選任の必要なし |
|             | 事業用 |                    | 5 台以上   |
| そ<br>の<br>他 | 自家用 | 大型（車両総重量 8 トン以上）   | 5 台以上   |
|             |     | 中・小型（車両総重量 8 トン未満） | 選任の必要なし |
|             |     | レンタカー              | 10 台以上  |
|             | 事業用 | 軽自動車以外             | 5 台以上   |
|             |     | 軽自動車               | 10 台以上  |

○ 整備管理者になるための資格要件

過去 2 年以内に整備管理者の解任処分を受けておらず、かつ、次の表の 1, 2, 3 のいずれかに該当していることが要件です。

|   |  |
|---|--|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検・整備に関する実務経験</li> <li>・ 整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の整備の管理に関する実務経験</li> </ul> <p>上記のいずれかについて、2年以上の実務経験を有し、かつ、運輸支局で行われる選任前研修を修了した者</p> |
| 2 | 自動車の整備士の資格（1・2・3級のいずれか）を持っている者   |
| 3 | 上記2つの要件に掲げる技能と同等として国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有すること。   |

○ 整備管理者に関する質疑等

選任届出は、整備管理者を選任したときは、その日から15日以内に地方運輸局長にその旨を届け出なければならないとされています。整備管理者に関する事柄は、お気軽に自家用自動車協会にお問い合わせください。

## 2 登録センター

### (1) 自動車の各種登録申請手続きの代行

- 大型車、普通車、小型二輪車等の新規登録、移転登録、変更登録、抹消登録、番号変更、検査証再交付等の手続きの代行を行っています。
- 軽四輪車、軽二輪車の新規登録、名義・住所・番号等変更登録、検査証返納登録等を行っています。
- ナンバープレートを変更する際の出張封印について、登録センター、防府・小野田・萩・長府・下関支部において手続き代行を行っています。

～ 詳細については、目次の□出張封印代行サービスをクリックしてください。 ～

### (2) 信販会社の委任状等の交付

関係信販会社の所有権留保、所有権解除、使用者変更、住所・番号・構造等の変更登録等、自動車登録手続き書類の交付を行っています。  
なお、軽四輪車を除きます。

### (3) 自動車諸申請手続き用紙の販売

譲渡証、委任状、車庫証明申請書等の販売を行っています。

(4) 自動車損害賠償責任保険の受付

自動車損害賠償責任保険の受付も行っていますので、ご利用ください。

3 共済部

自動車損害賠償責任保険・自動車共済（任意保険）の取り扱いを行っています。

～ 詳細については、目次の□自動車共済をクリックしてください。 ～